

DSG利用企業のシステムセキュリティ実装計画書作成について

- 新基準での運用開始にあたり、システムセキュリティ実装計画書（以下SSPとする）を作成いただく必要がございます。
- DSGに接続されている機器に関するSSPの作成は下表の通りとなります。下表を確認し、書類作成をお願いいたします。
- DSG関連以外で各企業において保有している保護システムについては別途ドキュメント作成が必要となります。
- 提出書類は別紙様式第1（本紙）、付紙様式第1（ハードウェア・ソフトウェア一覧）、付紙様式第2（適合チェックリスト）となります。装備保安全管理課で提出書類の事前確認を実施いたします。
- 提出書類を正式にご提出いただく時期は新基準適用後、保護システムにて保護すべき情報を取扱う前までとなります（別紙様式第1、付紙様式第1、付紙様式第2以外の書類は、実地監査等で確認させていただきます。）。
- **SSPの最新資料は下記ページに掲載されております。**
防衛産業サイバーセキュリティ基準の整備について
<https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html>
- 不明点等ございましたら、装備保安全管理課相談窓口（industrial-cybersecurity-office@ext.atla.mod.go.jp）宛ご連絡下さい。

ドキュメント	作成の要否	備考
別紙様式第1_システムセキュリティ実装計画書（本紙）	必要	
付紙様式第1_ハードウェア・ソフトウェア一覧	必要	DSG側からの指示により導入したものも記載。
付紙様式第2_基準・実施要領の適合チェックリスト	必要	

（以下は、実地監査時等に確認をさせていただきます）

ア_ベースライン構成設定	必要があれば作成	企業管理のソフトウェア、接続機器等について必要があれば記載。
イ_ブラックリスト・ホワイトリスト	不要	DSG管理のため、作成不要（「付紙様式第1のソフトウェア一覧」により代替）。
ウ_構成設定目録	必要があれば作成	企業管理のソフトウェア、接続機器等について必要があれば記載。
エ_操作手順書	必要があれば作成	DSG事業側で作成した操作手順書に不足があれば作成。
オ_アクセス制御方針	必要	
カ_モバイルコード利用・VoIP技術の利用に係る要件	不要	DSGを利用する場合、モバイルコード、VoIPは使用できないため、作成不要。
キ_オフィス機器の利用に係る要件	必要があれば作成	
ク_組織体制図	必要	
ケ_ネットワーク構成図	必要	
コ_データフロー図	必要	